

# 公安委員会定例会議(第6回)の開催状況

第1 日 時 令和5年3月1日(水)  
午後2時10分 ～ 午後4時00分

第2 出席者 五葉委員長、曾我部委員、佐伯委員  
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長  
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長  
総務課長

## 第3 議事の概要

### 1 五葉委員長説示

本日は、「無期懲役」についてお話しします。

無期懲役や無期禁錮は、期間の定めがない懲役や禁錮のことであり、平成4年6月13日に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により、懲役と禁錮が「拘禁刑」に統一されます。今後同法が施行されれば、無期懲役や無期禁錮が無期の拘禁刑という一種類のみになります。

拘禁刑とは、受刑者を刑事施設に入所させた上で、「改善改正を図るために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」というものであり、これまでの懲役刑では刑務作業を義務付け、禁錮刑では刑務作業を義務化しないという一律の扱いをやめ、受刑者にふさわしい扱いをしようとするもので、応報刑的なものから、更生をさせるという目的刑に少し舵を切りました。

ご案内のとおり、無期の場合は、どうすれば刑務所から出られるかが問題になります。刑法28条は「無期刑については、10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮釈放できる」と定めていますが、仮釈放された後に短期間で再び重い犯罪を起こすことがあり、短期間で仮釈放するのは問題があると指摘されています。また、有期刑の上限が30年であるため、無期刑を15年で仮釈放するのは甘すぎるという議論があるほか、死刑が適用されず無期懲役となった場合に15年程度で出所できるのであれば、死刑と無期懲役との間に差がありすぎるという問題もあります。そのため、裁判官は死刑にするか無期懲役にするかで頭を悩ませたそうです。

また、刑務所で30年間の刑期を務めた後、地方更生保護委員会で審査の上、「許可相当」と判断された者のみ仮釈放を認めるということになりました。これにより、無期の者全員に仮釈放の可能性があったとしても、30年後に「許可相当」と認められなければ仮釈放が認められないという非常に厳しい状況になっています。特に、地方更生保護委員会が「許可相当」と認めるためには、検察官の意見を聞く必要がありますが、検察官が反対の意見を述べた場合、仮釈放が相当に難しくなると言われています。

東京での強盗殺人事件で19歳の大学生が逮捕されましたが、最短でも仮釈放により出所できるのは50歳を超えており、自分の刑を知った時に初めて大変な事態になったことを自覚するでしょう。

## 2 決裁事項

### (1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和5年第5回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

### (2) 公安委員会宛て苦情申出の受理

総務室から、公安委員会宛て苦情申出の受理について伺いがあり了承した。

### (3) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答

総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答について伺いがあり了承した。

### (4) 禁止命令等実施報告

生活安全部から、禁止命令等実施報告について伺いがあり了承した。

### (5) 公安委員会表彰

交通部から、公安委員会表彰について伺いがあり了承した。

## 3 報告事項

### (1) 令和4年中の苦情受理状況

総務室長から、令和4年中の苦情受理状況について報告があった。

委員から、「苦情を受理する際には、真摯な対応を心がけていただきたい」との発言があった。

委員から、「苦情を受ける場合は、感情的になることなく、冷静に、聞く耳を持って対応をしていただきたい」との発言があった。

委員から、「様々な苦情を受けると思うが、真摯に対応していただきたい」との発言があった。

### (2) G7広島サミット等を見据えた総合警備訓練の実施

警備部長から、G7広島サミット等を見据えた総合警備訓練の実施について報告があった。

委員から、「G7という大きな会合であるため、派遣される職員は、他県警察の部隊との連携を密にし、漏れのないように警備を徹底していただきたい。また、残った人員で県内の治安をしっかりと守っていただきたい」との発言があった。

委員から、「訓練を視察したが、真摯で実戦的な訓練で素晴らしかった。本番では装備資器材をしっかりと活用していただきたい」との発言があった。

### (3) 在留外国人等安全対策への取組状況

警務部から、在留外国人等安全対策への取組状況について報告があった。

### (4) 全国優秀警察職員被表彰者の決定

警務部から、全国優秀警察職員被表彰者の決定について報告があった。

## 4 その他

本部長から「説示のとおり刑法が一部改正され、懲役と禁錮が拘禁刑に統一される。これは再犯防止の観点から、各人の状況に応じた処遇ができ

るように改正されたものと承知している。再犯防止については、県民の安全安心に繋がるため、警察も取り組むべきことについては、適切に行ってまいりたい」との発言があった。

以 上